

日本脳炎 定期予防接種 対象者確認表

平成17年5月30日から平成22年3月31日までの積極的勧奨の見合わせにより、**日本脳炎の定期接種対象期間や接種間隔の規定が、被接種者の生年月日により異なります。**下記および別紙スケジュールをご確認のうえ、誤りのないよう接種してください。なお、いずれの場合も、**特例で認められる可能な期間を優先的にお勧めするものではなく、可能な限り()内の標準期間で接種してください。**
下記の※接種間隔は、予防接種法に定められておりますので、この期間に満たない場合は定期接種として取り扱うことはできませんのでご注意ください。

<本来の規定>**平成21年10月2日以降生まれ**（特例対象ではありません）

接種回数	接種対象期間(標準期間)	※接種間隔	標準的な間隔
1期初回 (1・2回目)	生後6か月～7歳5か月(90か月に至るまで) (標準期間は3歳)	6日以上の間隔	6～28日の間隔
1期追加 (3回)	生後6か月～7歳5か月(90か月に至るまで) (標準期間は4歳)	初回終了後、6か月以上の間隔	概ね1年の間隔
2期(4回)	9歳～13歳の誕生日前日まで (標準期間は9歳)		注意！

【実施規則附則第5条】平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれ

特例対象

*見合わせの影響を受けた人で、未接種者は20歳未満まで定期接種として接種できる特例措置があります。

種回数	接種対象期間 (標準期間)	※接種間隔	標準間隔
1期初回 (1・2回)	20歳の誕生日前日まで	6日以上の間隔	6～28日の間隔
1期追加 (3回)		初回終了後、6か月以上の間隔 ※平成23年5月19日以前に1期初回1回目を接種していた場合、2回目との接種間隔は6日以上の間隔で接種が可能です。	概ね1年の間隔
2期 (4回)	9歳～20歳の誕生日前日まで	1期追加終了後、6日以上の間隔 ※1期終了後、20歳の誕生日まで、5～10年程度の間隔を目安にしてください。	

【実施規則附則第4条】平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれ

*見合わせの影響は受けていない人ですが、定期接種対象期間内に限り特例措置がありました。

令和5年度時点で、上記対象者は全て定期接種対象期間（13歳の誕生日前日まで）を過ぎたため、今後接種を希望される場合は任意接種となります。